

徳島県規則第二十七号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 後藤田博

第二順位 副知事 福井廣祐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。